

森林・林業・木材関連政策の推進に関する意見書

我が国の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源の循環利用を確立させることを通じ、森林の公益的機能の維持・増進を図り、林業・木材関連産業を振興させることが求められている。

そのためにも森林・林業基本計画に基づいた施策の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっている。

また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、市町村における森林整備の推進に期待がされるところである。

今後は、森林経営管理制度の具体化に向け、森林所有者の確定、境界の明確化、森林の適正管理等に係る市町村への支援や、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること等が重要となる。

よって、国においては、来年度予算概算要求における予算の拡充に向けて具体的進展を図るため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 森林・林業基本計画に基づく森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給・利用の確保に向けた施策の具体化を図るために必要な予算の確保を図ること。また、森林吸収源対策に係る森林整備を着実にを行うために必要な予算を確保すること。
- 2 森林経営管理制度について市町村の体制強化に向け、国が責任をもって、市町村の林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化など、森林経営管理法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に係る附帯決議の具体化を図ること。

また、施業集約化の促進に向け、森林経営計画作成を担うフォレスターやプランナー等の育成・確保を図ること。

3 森林資源の循環利用確立のための主伐後の確実な再生林に向け、国の責務を明確化し、再生林に対する公的補助の拡充を図るとともに、苗木の安定供給体制の確立や鳥獣被害等について対策を講ずること。

4 地域財の安定供給体制の確立に向け、流域単位の関係者による協議会の結成など、木材需要に対応した安定供給、需給調整、販売をコーディネートできる組織の確立と人材の育成を図ること。また、国産材利用促進に向け、住宅分野における国産材の利用拡大を図るとともに、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大、土木資材等の非住宅分野における木材利用等、これまでの対策を一層推進させるとともに、木材の価格安定に向けた対策を講ずること。加えて、違法伐採対策の強化を図るとともに、森林認証・認証材の普及・拡大に向けた対策を図ること。

5 山村振興法の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講ずる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注できる発注方式に改善すること。

6 緑の雇用を初めとする林業労働力の育成・確保に向けた施策の一層の拡充及び必要な予算の確保を図るとともに、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。また、下肢の切創防止用保護衣の着用義務化については、労働者が確実に保護衣を着用するように対策を講ずるとともに、助成措置の拡充を図ること。

7 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林

造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。また、奥地水源地域の森林整備を通じた森林の公益的機能等の着実な発揮に向け、水源林造成事業の長期的・安定的な実施に必要な森林整備センターの人員や組織の拡充等の体制の確立を図ること。

- 8 国有林野事業については、公益重視の管理経営と地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充を初めとする現場管理機能の強化・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様	
総務大臣	高	市	早	苗	様	
文部科学大臣	萩	生	田	光	一	様
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	様	
農林水産大臣	江	藤		拓	様	
経済産業大臣	菅	原	一	秀	様	
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	様	
環境大臣	小	泉	進	次	郎	様
衆議院議長	大	島	理	森	様	
参議院議長	山	東	昭	子	様	